

## 埼玉西部環境保全組合廃棄物処理施設管理規則

(趣旨)

第1条 この規則は、埼玉西部環境保全組合廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例（平成6年条例第6号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、埼玉西部環境保全組合廃棄物処理施設（以下「処理施設」という。）の管理について必要な事項を定めるものとする。

(廃棄物の処理形態)

第2条 条例第2条で定める各処理施設の廃棄物の処理形態は、次のとおりとする。

| 名称                         | 廃棄物の処理形態      |
|----------------------------|---------------|
| 埼玉西部環境保全組合<br>川角リサイクルプラザ   | 資源物及び不燃性ごみの処理 |
| 埼玉西部環境保全組合<br>埼玉西部クリーンセンター | 可燃性ごみの処理      |

(搬入物)

第3条 処理施設に搬入できる廃棄物は、次の各号に掲げるものに限る。

- (1) 組合管内から排出される一般廃棄物（ごみ）
- (2) その他管理者が必要と認めたもの

(搬入日)

第4条 処理施設に廃棄物を搬入できる日は、次の各号に掲げる日以外とする。ただし、管理者が処理施設の管理上必要があると認めた場合は、この限りでない。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(搬入時間)

第5条 処理施設に廃棄物を搬入できる時間は、次のとおりとする。ただし、管理者が必要と認めるときは、これを変更することができる。

|            |    |                 |
|------------|----|-----------------|
| 月曜日から金曜日まで | 午前 | 8時30分から11時45分まで |
|            | 午後 | 1時00分から4時30分まで  |

(遵守事項)

第6条 使用者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 処理施設内をみだりに汚さないこと。
- (2) 所定の場所以外に出入りしないこと。
- (3) 処理施設の機能に支障を及ぼすような行為をしないこと。
- (4) 処理施設構内で火気を使用しないこと。
- (5) その他管理者の指示した事項に違反しないこと。

(所有権の帰属)

第7条 処理施設に受け入れた廃棄物の所有権は、組合に帰属する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、平成7年1月1日から施行する。

附 則（平成13年2月13日規則第3号）

この規則は、平成13年4月1日から適用する。

附 則（平成14年3月11日規則第4号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成19年2月19日規則第2号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日規則第7号）

この規則は、平成23年7月1日から施行する。

附 則（令和4年11月22日規則第9号）

この規則中第1条の規定は令和4年12月1日から、第2条の規定は令和5年4月1日から施行する。